

第1号様式（第3条関係）

住民基本台帳閲覧請求書

第 号

年 月 日

（宛先）上越市長

請求機関

代表者又は責任者の氏名

㊟

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。あわせて、手数料については、上越市手数料条例（平成12年上越市条例第15号）第5条第1項第2号の規定により免除願います。

請求機関	所在地			
	名称			
	電話番号			
閲覧者	職名		氏名	
	職名		氏名	
事務責任者	職名		氏名	
請求を必要とする事務の内容				
根拠法令				
請求事由を明らかにすることが困難な理由				
閲覧期間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から		年 月 日 () 午前・午後 時 分まで	
請求に係る住民の範囲	地域			
	対象	(年齢、性別等)		
閲覧予定件数				
転記書類の利用期間	年 月 日 () から		年 月 日 () まで	

第2号様式（第3条関係）

住民基本台帳閲覧請求書

第 号

年 月 日

（宛先）上越市長

請求機関

代表者又は責任者の氏名

㊟

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。あわせて、手数料については、上越市手数料条例（平成12年上越市条例第15号）第5条第1項第2号の規定により免除願います。

請 求 機 関	所在地			
	名 称			
	電話番号			
閱 覧 者	職 名		氏 名	
	職 名		氏 名	
事 務 責 任 者	職 名		氏 名	
請 求 事 由				
閱 覧 期 間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで			
請求に係る 住民の範囲	地 域			
	対 象	(年齢、性別等)		
閱 覧 予 定 件 数				
転 記 書 類 の 利 用 期 間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで			

第3号様式（第3条関係）

住民基本台帳閲覧申出書

年 月 日

（宛先）上越市長

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2の規定に基づき、次のとおり住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申出します。

申 出 者 （個人の場合であって共同申込者がいるときは責任者）	氏 名 <small>（法人名及び代表者名）</small>	<small>（署名又は記名押印）</small> ※法人の場合は、記名押印
	住 所 <small>（所在地）</small>	
（共同申出者がいる場合）	氏 名 <small>（法人名及び代表者名）</small>	<small>（署名又は記名押印）</small> ※法人の場合は、記名押印
	住 所 <small>（所在地）</small>	
連絡先電話番号		
閱 覧 者	氏 名	<small>（署名又は記名押印）</small>
	住 所	
	氏 名	<small>（署名又は記名押印）</small>
	住 所	
閲覧事項取扱者の範囲 （法人の場合）		活動責任者 <small>住所（又は役職名）</small> 氏名
閲覧事項の利用目的		
閱 覧 期 間		年 月 日（ ）午前・午後 時 分から 年 月 日（ ）午前・午後 時 分まで
申出に係る 住民の範囲	地 域	
	対 象	（年齢、性別等）
閱 覧 予 定 件 数		
閲覧事項の管理方法		
（調査研究に 利用する場合）	成果の 取扱い	
	実施体制	
（委託者がいる場合）	氏 名 <small>（法人名及び代表者名）</small>	
	住 所 <small>（所在地）</small>	
転 記 書 類 の 利 用 期 間		年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで

第4号様式（第3条関係）

誓約書

（宛先）上越市長

年 月 日

閲覧申出者氏名

（団体名・代表者氏名）

（署名又は記名押印）
※法人の場合は、記名押印

閲覧者氏名

閲覧者氏名

住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 閲覧により知り得た事項は、閲覧申出書に記載した閲覧事項の利用目的以外には使用しません。
- 2 閲覧により取得した個人情報を他に提供することや公表することはしません。
- 3 閲覧により取得した個人情報については、その利用目的の開示の請求に応じることができる状態におきます。
- 4 上記のほか、閲覧により取得した個人情報は、慎重に取り扱い、適正に管理します。
- 5 転記した書類をコンピュータ等へ入力している場合には、そのデータを利用後に消去します。
- 6 閲覧により知り得た事項に関し、問題が生じたときの一切の責任は、当方で負います。

（注）1 住民基本台帳法（以下「法」という。）第11条の2第9項又は第10項の規定による命令に違反した場合は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられます。（法第45条関係）

2 法第11条の2第11項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合等は、30万円以下の罰金が科されます。（法第46条関係）

3 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法人又は人の業務に関して1又は2の違反行為等をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各規定の刑が科されます。（法第48条関係）

4 偽りその他不正の手段により法第11条の2第1項の規定による閲覧をし、若しくはさせた者又は同条第7項の規定に違反して、当該閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、若しくは当該閲覧事項に係る申出者及び閲覧者等以外の者に提供した者は、1により刑を科すべきときを除き、30万円以下の過料に処せられます。（法第50条関係）